



丹波篠山市衛第30号  
令和3年5月11日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



#### 定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 措置を講じた部局

環境みらい部

##### 2 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）

##### 3 監査の期間

令和2年9月1日～令和3年1月29日

##### 4 措置の内容

別紙のとおり

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民衛生課、清掃センター
対象事項	① 市指定ごみ袋の市役所内での販売推進について
指摘等内容	小売店等が市指定ごみ袋を販売した場合、1袋あたり30円の販売手数料（4,645千円：令和元年度決算）が発生している。担当課においては、各職員のパソコン掲示板にて周知をされているが、今後も、市役所内での販売を推進するよう更なる取り組みをされたい。
改善措置通知日	令和3年5月11日 改善措置通知
改善措置内容	現在、市役所内での販売を推進するため、各職員のパソコン掲示板にて、スーパー やコンビニで購入すると、ごみ販売手数料が発生し、財政負担を伴うため、家庭で使用する市指定ごみ袋は、市役所または各支所で購入するよう啓発しています。 今後も財政負担ができるだけ軽減できるように周知を図ります。
改善措置公表日	令和3年5月13日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

**監査結果に対する改善措置通知票**

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民衛生課、清掃センター
対象事項	②ごみの減量化について
指摘等内容	ごみの分別推進と減量化について、ごみゼロ市役所、住民学習でのごみ分別学習会の開催、資源ごみ拠点回収、各自治会へのごみ分別にかかるDVDの配布や集団回収への補助金支給等、様々なごみの減量化に向けた取り組みをされているが、ごみの量については、令和元年度は15,524tで前年度と比較し56t(0.4%)増加している。よりごみの減量化を推進するために、衛生委員と協力して、分別方法の周知徹底に努められたい。
改善措置通知日	令和3年5月11日 改善措置通知
改善措置内容	現在、ごみゼロ市役所、住民学習でのごみ分別学習会の開催、資源ごみ拠点回収、各自治会へのごみ分別にかかるDVDの配布や集団回収への補助金支給等を実施し、ごみの分別推進と減量化に取り組んでいます。今後も前述の取り組みを実施していくとともに、令和3年度から雑がみ回収ボックスを市役所、各支所に設置し、ごみの減量化をさらに推進していきます。 また、合わせて、市広報やホームページ、環境委員を通じてごみの分別推進と減量化を啓発していきます。
改善措置公表日	令和3年5月13日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。